行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	健康増進課	整理番号	1-5
処分の種類	栄養士免許の取消し、栄養士の名称の使用の停止				
根拠法令条例等• 条項	栄養士法第3条、第5条第1項				
処分の概要	栄養士師免許の耳	取消し、栄養士の名	呂称の使用の停止		
処分基準(未設定の場合はその理由)	することが困難で【参考】・栄養士法第三条次の各見ないことがある。一 罰金以上の司金の形式 前号に該当するのた者 第五条 栄養士が	あるため) けのいずれかに該動した処せられた者である者を除くほか、動	らかじめ法令の定め 当する者には、栄養 第一条に規定する ずれかに該当する 、又は一年以内の	を士又は管理栄養: 業務に関し犯罪又	士の免許を与え は不正の行為が 郡道府県知事は、
基準の制定根拠	_				